

## 資料3-2 高齢者支援サービス【令和5年度立入検査の主な指摘事項】

NO	項目	内容	改善のポイント
1	併設事業所との切り分け	<p>①勤務表について、住宅職員として勤務する時間帯と、訪問介護員として勤務する時間帯を明確に区別すること。</p> <p>②住宅職員と訪問介護員を兼務している職員について、サービスを提供する際には、どちらの職員としてサービス提供をしているかを客観的に判断できるように工夫すること。</p> <p>③事務室について、訪問介護事業所と区画を分けること。</p>	<p>①兼務職員については、介護保険サービスと施設サービスの時間が混在しないように、職員の1日の行動表を作成する。</p> <p>②名札の切り替えやユニフォームの色を変える。</p> <p>③机の配置や書類の保管場所を切り離す。</p>
2	身体拘束	<p>身体拘束をやむを得ず行う場合において、切迫性、非代替性、一時性のそれぞれの要件を満たしていることを検討し、各要件を満たし具体的な理由を記録に残すこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には身体拘束の実施は不可。</li> <li>・やむを得ず身体拘束を行う場合の具体的な手続について定めること。</li> </ul>
3	運営懇談会	<p>運営懇談会の開催ができていなかったため、定期的に行うこと。また、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には対面形式やビデオ電話装置を使用して実施。</li> <li>・入居者の状況、サービス提供の状況、管理費や食費等の入居者が支払う費用の収支に関する内容等を説明する。</li> <li>・ご家族からの意見や要望をアンケート等を活用し、取りまとめる。</li> </ul>